業務名:小・中学校

教育委員会事務局: 892-2882 直島小学校: 892-3007

お問い合わせ

直島中学校:892-3011

対象者

《小学校》その年の4月1日に満6歳になっている児童

《中学校》その年の4月1日に満12歳になっている児童

就学時健康診断は

小学校や中学校へ入学するときは

小学校入学対象者は、就学時健康診断通知を保護者あてに送付します(11月ごろ)ので、 健康診断を受けてください。

入学诵知書は

1月末までに保護者あてに送付します。

なお、届かないときは、役場(教育委員会事務局)へお問い合わせください。

その他

病弱等で就学が困難であると思われる児童については、役場(教育委員会事務局)へご相談ください。

就学援助制度とは

小・中学生を持つ家庭で、経済的理由によって就学が困難な場合は、就学援助の制度があります。

《制度内容》学校給食費、学用品費、修学旅行費などの費用を、国の定める基準により援助します。

転校するときは

他の市町から転入したとき

役場(住民福祉課)に転入届を出した後、役場(教育委員会事務局)で手続きをして、教育委員会が発行する転入学児童生徒の入学通知書を転校用書類と併せて、指定された学校へ提出して下さい。

町外に転出するときは

役場(住民福祉課)で転出証明書を、在学している学校で転校用書類をもらって下さい。

ふれんどルーム(学童保育)とは

対象者

家へ帰っても、仕事などのため保護者がいない家庭の小学校1年生から小学校3年生の児 童など

手続きは

入会希望者は、役場(教育委員会事務局)にある入会申請書を教育委員会事務局まで提出して下さい。

(定員は限られています。)

学校給食は

学校給食センターでは、小学校、中学校の学校給食を行っています。